

平成26年4月1日から、  
町域における、公拡法第4条の届出義務が課される  
土地の面積規模が「200㎡以上」に緩和されました。

公拡法第4条の届出義務が課される面積規模を「都市計画区域内に限り100㎡以上」と定めた条例(※1)が廃止(※2)されたことに伴い、平成26年4月1日から、公拡法第4条の届出面積規模は公拡法施行令第3条第3項の定める面積要件(200㎡以上)となりました。

(※1) 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例  
(※2) 平成26年3月28日公布、平成26年4月1日施行

< Q & A >

Q：廃止後は何が変わるのか。

A：条例廃止後、県内町域における公拡法第4条の届出義務が課される面積規模は現行の「都市計画区域に限り100㎡以上」から、「200㎡以上」に緩和されます。

なお、公拡法第5条の買取り希望申出制度ができる土地の面積規模は、現行どおり「都市計画区域に限り100㎡以上」で変更ありません。

条例廃止後の面積要件

	対象地	法定要件	県の規定による上乗せ要件
4条届出	都市計画施設の区域 内の土地等(※)	200㎡以上 【根拠規定：政令】	都市計画区域に限り100㎡以上 【根拠規定：現行条例】
5条申出	※及び都市計画区域 内の土地	200㎡以上 【根拠規定：政令】	都市計画区域に限り100㎡以上 【根拠規定：県規則】

「4条届出」…都市計画施設の区域内の土地等を有償譲渡する場合に土地の所有者に届出を義務付けた制度。

「5条申出」…地方自治体等による土地の買い取りを希望する場合に土地の所有者が申出できる制度。

お問い合わせ先

神奈川県政策局土地水資源対策課地価対策グループ TEL 045-210-3111(直通)